

株式会社 ほそいり

定 款

会社設立年月日

平成8年1月17日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ほそいり と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 温泉利用施設・宿泊施設・リゾート施設・スポーツ施設・
公営施設の運営・管理
2. 飲食店の経営
3. 食料品・酒類・たばこ・清涼飲料水・日用雑貨品の販売
4. 観光用土産物の開発・販売
5. 農産物の加工・販売
6. 木製工芸品の製造・販売
7. 通信販売業務
8. 広告・宣伝の企画・制作並びに印刷
9. マルチメディアの普及及び運営に関する事業
10. イベントの企画運営
11. 高齢者や障害者のための送迎、訪問介護等のサービス
12. 住宅の保守・訪問理美容・買物代行・配達等の生活サポー
ト事業
13. 前各号に関する人材育成のための教育・養成
14. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を富山市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式の総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2,000 株とする。

(株 券)

第 6 条 当社の株式については株券を発行する。

当社の株式は、1 株券、10 株券、50 株券、100 株券の 4 種類とする。

(株券の不所持申出)

第 7 条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて申出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは株券の提出を要しない。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求すること

ができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株券を添えて、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録及び信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録及び表示の変更並びに抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、

当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

③ 第 1 項ただし書及び前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第 14 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(募集株式の発行)

第 15 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

② 前項の規定にかかわらず、株主総会の特別決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

③ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 16 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 17 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 18 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なう。

(株主総会の決議の省略)

第 20 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- ② 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印して 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び監査役

(取締役の員数)

第23条 当社の取締役は3名以上とする。

(資格)

第24条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第25条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一する。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役1名以上を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役を若干名選定することができる。

② 代表取締役は、社長とする。

(業務執行)

第 28 条 社長は会社の業務を執行し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第 29 条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集通知)

第 30 条 取締役会は、社長が招集し、会日の 3 日前までに各取締役に對して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第 33 条 取締役会の議事については、会社法施行規則第 64 条に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名押印する。

(監査役の設定、員数、権限及び選任の方法)

第 34 条 当会社に、監査役を置くものとし、その員数は 1 名以上とする。

② 監査役は会計に関する事項の権限を有する。

③ 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報 酬)

第 36 条 取締役及び監査役の報酬等については、取締役の分と監査役の分に区分して、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行なう。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月末日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して中間配当を行なうことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(定款に定めのない事項)

第 41 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第 6 章 附 則

平成 19 年 6 月 27 日より一部変更し、これを施行するものとする。